

JTU-HYOGO
兵庫高等学校教職員組合
日本教職員組合(日教組)

兵高教新聞

裏面紹介

- ◇ 公務員連絡会 2022 春季要求書提出
- ◇ ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する日教組書記長談話

神戸市中央区中山手通 4-10-5 神戸市教育会館内 TEL078-261-0829 FAX078-261-1094 E-mail:hyokokyo@pearl.ocn.ne.jp 発行人：西村恭介 編集：兵高教書記局

2/25 「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案」閣議決定

教員免許更新制の廃止に向けて、「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案」が2月25日に閣議決定されました。施行期日は7月1日とされています。

この改正法案が今国会で可決成立すれば、2007年6月、当時の第一次安倍政権下での法改正に基づき、2009年度から始まった「教員免許更新制」が13年余りでようやく廃止されることとなります。

また閣議決定を受けて、文科省は同日「令和4年度における免許状更新講習の開設予定調査結果を踏まえた教員免許更新制に係る留意事項について(通知)」を各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に発出しました。

通知では、「現行制度の下では、免許状更新講習を受講した上で、免許状の有効期間等の更新を行うことが望ましいものであり、可能な限り免許状更新講習の受講をしていただきたい」としつつ、来年度の免許状更新講習の受け入れ予定人数が受講対象者数を大幅に下回ることや、当初予定されていた講習の中止が想定されることから、「令和4年4月から6月までの間に修了確認期限等を迎える者の免許状更新講習の修了確認期限延期又は教員免許状の有効期間の延長(以下「延期又は延長」)を行うこととしても差し支えないこととする」としています。一方、申請期限までに「延期又は延長」申請が行われない場合、当該免許は失効するとしています。

日教組はこの間、文科省と協議をする中で4月～6月に修了確認期限又は有効期間満了を迎える人が全国で1,000人程度いることを確認し、当該者が不利益を被ることがないよう協議を続けてきました。今回の通知を受け、兵高教をはじめ各単組は各地の教育委員会との協議を続け、法施行までの間の失効者を出さないとりくみを強化していきます。

2/21 県教委総務課交渉

「技能労務職の給与制度の見直し」について

2022年4月1日実施見送りの回答引き出す

2月21日(月) 15時より、ひょうご女性交流館において、「技能労務職の給与制度の見直し」に係り県教委総務課との交渉が行われました。

兵高教からは、西村執行委員長および岩井執行副委員長、小川現業職員部長、現業職員部担当執行委員が交渉に臨み、県教委からは、吉田事務局参事兼総務課長らが出席しました。

県教委からは、「前回の交渉以降、他府県の給与制度等の調査・分析を改めて行うとともに、みなさんからいただいたご意見もふまえて検討を重ねてきた」「給料表の構造の見直しは避けては通れないと考えている。しかしながら、『職務の級の格付け』については、各団体が公表している等級別基準職務表や具体の役職名によれば、長のみを最上位の級に位置づけている団体は4団体、長と副長を最上位の級としている団体が2団体のみで、その他の団体の中には、長と副長以外の職員を上位の級に位置づけていると思われる」「他団体の具体の運用について、個別により詳細に調査した上で、さらに時間をかけて分析する必要があると考えている」「『技能労務職の給与制度の見直し』の時期については当初提案させていただいた2022年4月1日からの実施は見送ることとしたい」「今後、できるだけ早期に調査・分析をすすめ、その状況やこれまでのみなさんのご意見もふまえて関係部局との協議も含め総合的に検討を行いたい。その上で、本県における適正な給与制度の見直しについては引き続き協議を行っていききたい」と説明および回答がありました。

その後、小川現業職員部長から吉田総務課長に対し、約1,500筆の『技能労務職員の給与制度の見直し』反対署名を手交しました。

続いて、兵高教からは、「2022年4月1日からの実施見送りは当然である。兵庫の学校現業職員は多技能職であり、国、他府県、民間には同様な職種はなく、現行の給料表の構造に問題があるとは考えていないことを、あらためて申し上げておく」「『職の在り方交渉』等の場において長年要求してきた新規採用再開については、『給与表の構造の問題から困難』との回答が繰り返されてきた。給与表の構造について検討・協議するのであれば、新規採用再開も含めた協議とするべき」「現業職員のみなさんは、現在の給与水準を前提に生活設計をしてきた。仮に当初提案通りの引き下げとなれば生活が成り立たない」「安心して仕事が続けられる処遇を求める」などと訴えました。

これに対し、県教委は、「みなさん方の強い思いを受けとめ、真摯に検討し、あらためて協議の場を持たせていただきたい」と回答があり、本日の交渉を終えました。

組合員および全県の教職員のみなさまには、年末年始の限られた時間の中で反対署名にご協力いただきありがとうございます。大変大きな力となりました。

「技能労務職の給与制度の見直し」の実施はとありあえず先送りできましたが、厳しい状況下にあることには変わりがあり、職場のなかまを支え、ともに声をあげていくため、引き続きご協力よろしくお願いいたします。

署名の手交



兵庫高等学校教職員組合(兵高教)は、《JTU日教組》加盟の組合で、1989年に設立しました。
※「兵庫高教組」「兵高教組」「高教組」(兵庫県高等学校教職員組合)とは、関係ありません。

2/22 公務員連絡会が政府・人事院に2022 春季要求書を提出

公務員連絡会は2月22日、委員長クラス交渉委員が二之湯国家公務員制度担当大臣、川本人事院総裁にそれぞれ要求書を提出しました。要求書では、賃金の引上げ、超過勤務の更なる縮減と適切な人員の確保、出生サポート休暇をはじめとする両立支援制度の周知の徹底などを求めています。今後、幹事クラス交渉、書記長クラス交渉などを配置し、3月下旬の回答指定日にむけ、政府、人事院との交渉を重ねていくこととしています。

【人事院総裁交渉の経過】

要求提出に当たって武藤議長は次のとおり述べ、今後十分交渉・協議を重ね、誠意ある回答を示すよう強く求めました。

○新型コロナウイルスについて、現在第6波による感染が全国に広がっている状況である。これに対し、公務・公共サービスの現場では、国民の信頼と期待に応えるべく、職員は高い使命感と責任感を持って懸命の努力を重ねている。これらの職員の奮闘に応え、職員が安心・安全に働くことのできる勤務環境の整備や、必要とされる人員と適切な賃金・労働条件の確保等が喫緊の課題といえる。

○一方で政府も掲げているとおり、コロナ禍からの経済の回復は最重要課題であり、低迷する個人消費の拡大と、それを下支えする勤労者の賃金引上げが必要なのは明らかだ。今後人事院におかれても、是非ともこのような認識を持って夏の勧告にむけた作業をしていただくことを強く要望する。

○これから事務レベルでの交渉を積み重ね、3月22日には、総裁から、直接、春の段階の誠意ある回答を求める。

続いて、森永事務局長が要求項目のポイントを説明し、回答日にむけた公務員連絡会との交渉・協議や要求への積極的な対応を強く求めました。

これに対して、川本総裁は「皆さんからの要求は承った。公務を巡る情勢は厳しい状況にある。各要求事項については、今後、誠実に検討し、しかるべき時期に回答する」と応

え、今後公務員連絡会と交渉・協議していく姿勢を示しました。

【国家公務員制度担当大臣交渉の経過】

要求提出に当たって武藤議長は次のように述べ、今後十分交渉・協議を重ね、誠意ある回答を示すよう強く求めました。

○新型コロナウイルスについて、現在第6波による感染が全国に広がっている状況である。これに対し、公務・公共サービスの現場では、国民の信頼と期待に応えるべく、職員は高い使命感と責任感を持って懸命の努力を重ねている。これらの職員の奮闘に応え、職員が安心・安全に働くことのできる勤務環境の整備や、必要とされる人員と適切な賃金・労働条件の確保等が喫緊の課題といえる。

○一方で、政府自らが掲げているとおり、コロナ禍からの経済の回復は最重要課題であり、低迷する個人消費の拡大と、それを下支えする勤労者の賃金引上げが必要なのは明らか。

○また、コロナ禍のもと推進されてきたテレワークのさらなる拡大や、「勤務間インターバル」の議論なども開始されているが、その前提には長時間労働や超過勤務の抑制と、手当の全額支給などがあるので、担当大臣として引き続きご努力をお願いしたい。

○さらに、非常勤職員については、この間さまざまな処遇改善も行われてきたが、常勤職員との均等待遇にむけて、賃金など一層の改善を求めている。

○最後に、これから、事務レベルでの交渉を積み重ね、最終回答の際には、国家公務員の人事行政に責任を持つ二之湯大臣から、直接春の段階の誠意ある回答を求める。

これに対して二之湯大臣は、「公務員の方々が国民全体のために献身的に職務に当たられていることに対し、敬意を表する。ただいま、要求書を受け取り、要旨は承った。各要求事項については、検討の上、しかるべき時期に回答させていただきます」と応え、今後公務員連絡会と交渉・協議していく姿勢を示しました。

ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する書記長談話

2022年2月25日

日本教職員組合書記長 瀧本 司

2月24日、ロシアはウクライナに軍事侵攻を開始した。ロシアは親ロシア派武装勢力が実効支配しているウクライナ東部地域の住民を守るためとしているが、すでに戦禍はウクライナ全土に広がり、軍事施設への攻撃にとどまらず、民間人の犠牲者も出ていると報道されている。ウクライナ東部地域の独立承認や軍事侵攻等の行為はウクライナ領土と主権を侵害し、国際秩序を乱し、平和的解決を義務付ける国際法に著しく反するものである。

軍事的行為はいかなる理由があろうとも、許すことはできない。今回のロシア、プーチン政権のウクライナ侵攻に対して強く抗議し、即時撤退とともに戦禍がこれ以上拡大しないよう、ロシア政府に平和的手段による問題解決を望む。

戦争は最大の人権侵害である。ロシア国防相は「民間人は脅かさない」としていたものの、多くのウクライナの人々は国外へ脱出を始めており、基本的人権や生存する権利等が脅かされている。国際人権・人道法、特にジュネーブ条約は民間人や民間施設を攻撃することを禁じている。在留邦人をはじめウクライナに暮らすすべての人、特に子どもたちが1日も早く笑顔で生活できる日常を取り戻すことを切に願う。

このような中、一部の政治家は「自国は自国で守るというスタンスがなければ、日本もウクライナと同じようなことになる」とし、憲法9条の改憲議論に拍車をかけようとしている。しかし、「武力で平和はつukれない」ことはイラクやアフガニスタンの現状をみれば明らかであり、日本政府は、人道的支援を行うとともに事態打開にむけて対話による外交的解決がはかれるように働きかけていくべきである。さらに核兵器の使用をほのめかしているロシアに対して、唯一の戦争被爆国として、強く自制を求めていくべきである。

日本教職員組合は「教え子を再び戦場に送るな」のスローガンのもと、ロシアのウクライナ侵攻に抗議し、平和を望む多くの広範な市民と連帯し、今後もあらゆる戦争や軍事的行為等を許さないとりくみをすすめていく。

以上

※日教組指示46号(3/1)に基づき、兵高教執行委員長名で在日ロシア連邦政府大使館宛抗議打電を行いました。

兵高教は、子どもたちの学びと教職員の生活に関わる情報を、迅速かつ正確にお届けします。